

京都市浄化槽取扱指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法、浄化槽法及び京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(以下「条例」という。)その他関係法令に定めるもののほか、本市の区域内に設置される浄化槽に関し、必要な事項を定めることにより、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって公共用水域等の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、建築基準法、浄化槽法及び条例その他関係法令において使用する用語の例による。

(浄化槽管理者等の責務)

第3条 浄化槽管理者、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者及び指定検査機関は、浄化槽の使用、設置、保守点検、清掃及び水質に関する検査について、関係法令に定めるそれぞれの責務を果たすとともに、相互に連携し、浄化槽の正常な機能の発揮及び維持を図り、環境衛生上支障がないよう努めなければならない。

(浄化槽の処理性能及び構造等)

第4条 浄化槽の処理性能は、建築基準法、浄化槽法及び水質汚濁防止法その他関係法令に定める基準に適合し、かつ、その構造は、建築基準法その他関係法令に定める基準に適合するものでなければならない。

2 浄化槽の処理対象人員は、昭和44年建設省告示第3184号に定める方法により算定するものとする。ただし、都市計画法第4条第2項の規定による都市計画区域以外の区域にあっては、日本産業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」の表の2イ欄中「130」を「170」と読み替えるものとする。

(浄化槽の設置場所等)

第5条 浄化槽は、次の各号に掲げる場所に設置しなければならない。

- (1) 放流水が公共用水域に流入するまで、水が停滞しない場所
- (2) 保守点検及び清掃が容易な場所
- 2 浄化槽は、同一敷地内においては1箇所に集合して設置しなければならない。ただし、市長が、地形、建物の構造等によりやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(浄化槽に係る生活環境の保全等に関する指導)

第6条 市長は、浄化槽法附則第11条第1項及び第2項の規定により、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対して、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。

2 市長は、放流水が飲料水源、農業用水、遊泳場等に影響を与えるおそれがあると認める浄化槽については、環境衛生上支障がないよう必要な指導を行うものとする。

(確認申請又は計画通知に伴う手続)

第7条 浄化槽を設置しようとする者(以下「設置者」という。)が、建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしようとするときは、あらかじめ、環境政策局環境企画部環境保全創造担当部長(以下「環境保全創造担当部長」という。)に対し、次の各号に掲げる図書を提出するとともに、確認申請書又は計画通知書を提示しなければならない。

- (1) 京都市建築基準法施行細則第3条第2号の規定によるし尿浄化槽概要書及び浄化槽からの放流水の排水経路図
 - (2) 建築基準法施行規則第1条の3第1項表1の(い)項に掲げる付近見取図及び各階平面図
 - (3) 建築基準法施行規則第1条の3第1項表1の(い)項及び第4項表1の(4)項に掲げる配置図
 - (4) 浄化槽法第13条の規定による認定を受けている場合は、認定書の写し
 - (5) 浄化槽の構造図及び仕様書
 - (6) 指定検査機関が発行した浄化槽法定検査申込受理書の写し
 - (7) その他市長が必要であると認める図書
- 2 環境保全創造担当部長は、前項の図書の提出があったときは、当該浄化槽が第5条及び第6条の規定による設置に係る基準に適合し、かつ、環境衛生上支障がないものであるかどうかを審査するものとする。
- 3 環境保全創造担当部長は、前項の審査を行う場合において、必要があると認めるときは、放流に関し、その放流先を管轄する建設局土木みどり事務所長(以下「土木みどり事務所長」という。)と協議できるものとする。
- 4 土木みどり事務所長は、前項の協議の結果、必要があると認めるときは、設置者に対し、放流先の改善を指示するものとする。

(審査及び意見)

第8条 環境保全創造担当部長が、建築基準法第93条第6項の規定に準じて意見を述べようとするときは、当該意見と併せて、前条の規定による審査の内容及びその結果を建築主事又は同法第77条の18の規定により指定を受けた指定確認検査機関(以下「建築主事等」という。)に通知するものとする。

(建築確認を受けた後の変更に伴う措置)

- 第9条 建築基準法第6条第4項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)又は同法第18条第3項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証(以下「確認済証」という。)の交付を受けた後、浄化槽の構造又は規模の変更をしようとする設置者は、あらかじめ、環境保全創造担当部長に対し、第7条第1項の各号に定める図書を提出するとともに、確認済証を提示しなければならない。
- 2 第7条第2項から第4項まで及び前条の規定は、前項の図書の提出があった場合に準用する。

(資料の要求)

第10条 建築主事等は、浄化槽の設置工事を伴わない確認済証の交付をしようとする場合において、既設の浄化槽に関する資料が必要であると認めるときは、浄化槽の設置場所を管轄する環境共生センター所長(以下「環境共生センター所長」という。)に対し、当該資料を請求することができる。

(浄化槽設置届出等に伴う手続)

- 第11条 浄化槽法第5条第1項の規定による届出は、浄化槽設置届出書(第1号様式)又は浄化槽変更届出書(第2号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて行わなければならない。
- (1) 付近見取図
 - (2) 配置図
 - (3) 各階平面図
 - (4) 浄化槽法第13条の規定による認定を受けている場合は、認定書の写し
 - (5) 浄化槽の構造図及び仕様書

(6) 指定検査機関が発行した浄化槽法定検査申込受理書の写し

(7) その他市長が必要であると認める図書

2 第7条第2項から第4項までの規定は、前項の図書の提出があった場合に準用する。

3 第1項の届出をした者が、工事完了までの間において当該届出に係る事項を変更しようとするときは、第1項の浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書により届け出なければならない。

(使用開始、管理者変更等)

第12条 浄化槽管理者は、浄化槽の使用を開始したときは、開始の日から30日以内に、浄化槽法第10条の2第1項の規定により浄化槽使用開始報告書（第3号様式）を、市長に届け出なければならない。

2 処理対象人員が501人以上である浄化槽の浄化槽管理者は、技術管理者を変更したときは、変更の日から30日以内に、浄化槽法第10条の2第2項の規定により技術管理者変更報告書（第4号様式）を、市長に届け出なければならない。

3 浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、浄化槽法第10条の2第3項の規定により浄化槽管理者変更報告書（第5号様式）を、市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の届出があったときは、浄化槽管理者に対し、浄化槽の使用方法、保守点検、清掃及び水質に関する検査について、指導を行うものとする。

(休止、再開及び廃止)

第13条 浄化槽管理者は、浄化槽法第11条の2第1項の規定により、浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたときは、浄化槽使用休止届出書（第6号様式）に浄化槽法施行規則第5条第2項の規定による清掃の記録を添えて、市長に届け出ることができる。

2 浄化槽管理者は、使用の休止の届出に係る浄化槽の使用を再開したとき又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知ったときは、浄化槽法第11条の2第2項の規定により、使用を再開した日又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知った日から30日以内に、浄化槽使用再開届出書（第7号様式）を市長に届け出なければならない。

3 浄化槽管理者は、浄化槽法第11条の3の規定により、浄化槽の使用を廃止したときは、廃止日から30日以内に、浄化槽使用廃止届出書（第8号様式）を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第2項の届出があったときは、当該浄化槽の管理者に対して、速やかに当該浄化槽の機能を点検させるなど必要な指導を行うものとする。

(浄化槽台帳の作成)

第14条 市長は、浄化槽法第49条第1項の規定に基づき浄化槽台帳を作成する。

2 市長は、浄化槽法及びこの要綱の規定による届出その他の情報に基づいて浄化槽台帳の作成及び更新する。

(無届の浄化槽に対する措置)

第15条 環境共生センター所長は、確認済証の交付を受けるべき浄化槽で確認済証の交付を受けていないもの又は建築主事等に対し構造又は規模の変更の手続をすべき浄化槽で手続がされていないものが設置されているときは、速やかにその旨を都市計画局建築指導部建築審査課長に通知するものとする。

(し尿の収集の中止に係る届出の通知)

第16条 環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課長は、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第11条第3項の規定による届出が浄化槽の設置に伴うものであるときは、速やかにその旨を環境共生センター所長に通知するものとする。

(終末処理施設に係る指導)

第17条 京都市宅地開発要綱の適用を受ける宅地開発事業を行おうとする者は、あらかじめ、終

末処理施設に係る汚水処理に関する計画について、環境政策局環境企画部環境保全創造課長と協議しなければならない。

- 2 環境政策局環境企画部環境保全創造課長は、前項の協議を行ったときは、その内容を都市計画局都市景観部開発指導課長に通知するものとする。

(相互の連絡及び調整)

第18条 環境政策局、都市計画局及び建設局（以下「関係局」という。）に属する職員で浄化槽に関する事務を処理するものは、当該事務に関し、相互に連絡し、及び調整するよう努めるものとする。

(委任)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、関係局の局長が協議して決める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、昭和60年11月5日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の京都市し尿浄化そう指導要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定により建築確認若しくは適合通知を受け、又はし尿浄化そう変更届を提出したし尿浄化そうで、この要綱の実施の際まだ設置工事に着手していないものについては、この要綱による改正後の京都市浄化槽指導要綱（以下「改正後の要綱」という。）第4条及び第5条に定める基準に適合する浄化槽に変更することができる。この場合において、変更しようとする者（以下「変更者」という。）は、し尿浄化そう変更届により届け出るものとする。
- 3 改正前の要綱の規定により処理施設設置届出書又は処理施設変更届出書を提出したし尿浄化槽で、この要綱の実施の際まだ設置工事に着手していないものについては、改正後の要綱第4条及び第5条に定める基準に適合する浄化槽に変更することができる。この場合において、変更者は、浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書により届け出るものとする。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成22年9月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和元年7月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、環境政策局長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

浄 化 槽 設 置 届 出 書

年 月 日

（あて先）京 都 市 長

設置者の住所
氏名（法人にあっては、名称
及び代表者名）
電話番号

浄化槽を設置したいので、浄化槽法第 5 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

1. 設置場所の地名地番	京都市 区		
2. 種 類	① 浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ② その他		
3. 処理の対象	① し尿のみ ② し尿及び雑排水		
4. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	㎡		
5. 処理対象人員及び算定根拠	人		
6. 処 理 能 力	イ. 日平均汚水量	㎥／日	
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	㎎／l	
7. 放流先又は放流方法			
8. 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号		
9. 着工予定年月日	年 月 日	10. 使用開始予定年月日	年 月 日
11. 付近の見取図			
12. そ の 他 特 記 す べ き 事 項			

行政庁記入欄

(注意)

- 1 2 欄及び 3 欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 2 11 欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
- 3 12 欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

浄化槽変更届出書

年 月 日

（あて先）京 都 市 長

設置者の住所

氏名（法人にあっては、名称
及び代表者名）

電話番号

浄化槽の構造又は規模の変更をしたいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1. 設置場所の地名地番	京都市 区		
2. 設置届出年月日	年 月 日		
3. 変更の内容及び理由			
4. 種 類	① 浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ② その他		
5. 処理の対象	① し尿のみ ② し尿及び雑排水		
6. 当該浄化槽において処理する し尿等を排出する建築物の用途 及び延べ面積	m ²		
7. 処理対象人員及び算定根拠	人		
8. 処理能力	イ. 日平均汚水量	m ³ /日	
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l	
9. 放流先又は放流方法			
10. 工事を行う予定の浄化槽工事 者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号		
11. 着工予定年月日	年 月 日	12. 使用開始年月日	年 月 日
13. 付近の見取図			
14. その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

(注意)

- 4 欄及び5 欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 13 欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
- 14 欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

浄 化 槽 使 用 開 始 報 告 書

(あて先) 京 都 市 長	 年 月 日
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名) 電話 —

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第 10 条の 2 第 1 項の規定により報告します。	
浄 化 槽 の 規 模	
設 置 場 所	京都市 区
設置の届出の年月日	年 月 日
使用開始の年月日	年 月 日
技術管理者の氏名 (処理対象人数が 5 0 1 人以上の場合のみ記入)	

技 術 管 理 者 変 更 報 告 書

(あて先) 京 都 市 長	 年 月 日
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 ー

浄化槽の技術管理者を変更したので、浄化槽法第 10 条の 2 第 2 項の規定により報告します。		
浄 化 槽 の 規 模		
設 置 場 所	京都市 区	
技術管理者 の 氏 名	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

浄 化 槽 管 理 者 変 更 報 告 書

(あて先) 京 都 市 長	 年 月 日
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 —

浄化槽管理者を変更したので、浄化槽法第 10 条の 2 第 3 項の規定により報告します。		
浄 化 槽 の 規 模		
設 置 場 所		京都市 区
浄 化 槽 管 理 者	変更前	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
	変更後	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
変 更 の 年 月 日		年 月 日
変 更 の 理 由		

浄化槽使用休止届出書 年 月 日 (あて先)京 都 市 長 届出者 住所 氏名（法人にあっては、名称 及び代表者名） 電話番号 浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたので、浄化槽法第 1 1 条の 2 第 1 項 の規定により、次のとおり届け出ます。	
1. 設置場所の地名地番	京都市 区
2. 処理の対象	① し尿のみ ② し尿及び雑排水
3. 清掃の年月日	年 月 日
4. 休止の予定年月日	年 月 日
5. 休止の理由	
6. 再開の予定年月日	年 月 日
7. 消毒剤の撤去	撤去の実施年月日 年 月 日
	撤去を実施した者の氏名又は名称
※事務処理欄	
(注意) 1 ※欄には、記載しないこと。 2 2 欄は、該当する事項を○で囲むこと。 3 4 欄は、電気又は水道の使用をやめる予定の日を踏まえて記載すること。	

備考 本書の提出に当たっては、浄化槽法施行規則第 5 条第 2 項に規定される清掃の記録
を添付すること。

浄化槽使用再開届出書 年 月 日 (あて先)京 都 市 長 届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称 及び代表者名) 電話番号 浄化槽の使用を再開したので、浄化槽法第 1 1 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。	
1. 設置場所の地名地番	京都市 区
2. 処理の対象	① し尿のみ ② し尿及び雑排水
3. 使用再開年月日	年 月 日
4. 再開の理由	
※事務処理欄	
(注意) 1 ※欄には、記載しないこと。 2 2 欄は、該当する事項を○で囲むこと。	

浄化槽使用廃止届出書 年 月 日 (あて先) 京 都 市 長 届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称 及び代表者名) 電話番号 浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第 1 1 条の 3 の規定により、次のとおり届け出ます。	
1. 設置場所の地名地番	京都市 区
2. 使用廃止の年月日	年 月 日
3. 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
4. 廃止の理由	
※事務処理欄	
(注意) 1 ※欄には、記載しないこと。 2 3 欄は、該当する事項を○で囲むこと。	